

一般社団法人 ナチュラルハーブ協会
スタートセット売買契約書

山田 花子（以下「甲」という。）と、一般社団法人 ナチュラルハーブ協会（以下「乙」という。）は、乙が取り扱うスタートセット(初期導入セットをいう。以下「本製品」という。)の売買に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

スタートセット売買について

第1条（本契約）

本契約は、甲が本製品を購入し、乙が本製品を売却することについて定めるものである。

第2条（引渡し）

- 乙から甲への引渡しは、甲が指定した納入場所に本製品が納入されたときに完了する。
- 納入費用は乙の負担とする。

第3条（検品）

- 甲は、本製品受領後5日以内にこれを検査し、本製品の瑕疵、数量不足、数量過剰、品目違い等を発見したときは、直ちに乙に申し出るものとする。期日を過ぎた場合は対象外とする。
- 乙は、前項の申し出があった場合には、甲の指示に基づき(職人によるオーダーメイドのため、スレ汚れ、生地に薄いシミや黒い点、色の線、木材のバリなどを除く)、乙の費用負担により不足品または代品の納入、過納品の引き取り等を行う。

第4条（支払方法）

甲は指定日までに、乙の指定する支払方法で本製品の代金を支払う。
合計税込¥460,130-

第5条（所有権の移転）

本製品の所有権は、本製品の代金債務が完済されたときに移転する。

第6条（危険負担）

本製品の引渡し前に生じた本製品の滅失、毀損その他一切の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし、本製品の引渡し後に生じたそれらの損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とする。

第7条（品質保証）

乙は、甲に対し、本製品について、次の各号を保証する。

- 第三者の有する著作権、肖像権、プライバシーの権利およびその他一切の知的財産権を侵害していないこと
- 不正競争防止法の規定する不正競争に該当する行為をしていないこと

第8条（秘密保持等）

甲および乙は、本契約において相手方の営業秘密および個人情報の開示を受ける場合、別途これらの情報の管理について、その取扱いについて契約書を作成するものとする。

第9条（解除事由）

甲に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙は、本契約を解除することができる。

- （1） 本契約に違反し、相当期間（30日）を定めて催告しても是正されないとき
- （2） 関係官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- （3） 手形、小切手の不渡りを発生させたとき
- （4） 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立または破産、民事再生、会社更生の申立があったとき若しくは清算のとき
- （5） 営業の譲渡または廃止をしたとき

第10条（期限の利益喪失事由）

甲に前条各号に該当する事由が生じたときは、当該当事者は、相手方に対し負担する一切の債務

につき、期限の利益を失い、直ちに債務の全額を乙に弁済しなければならない。

第11条（損害賠償）

甲が本契約に違反したときは、当該債務不履行により生じた通常損害を乙に賠償する義務を負う。

第12条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本契約書に甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

令和23年11月02日

甲：住所 広島県広島市中区〇〇1-2-3

甲：名前 山田 花子 (山田)

甲：店舗住所 広島県広島市中区〇〇11-1

甲：店舗名 ナチュラルハーブテント

乙：会社名 一般社団法人ナチュラルハーブ協会

乙：住所 広島県広島市中区大手町1-1-20相生橋ビル7階A号室

乙：代表理事 石田 智紗子

